

第A条 法第十六条の三第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げるものを代行し、又は補助する業務とする。

- 一 炊事
- 二 洗濯
- 三 掃除
- 四 買物
- 五 寝具の整備
- 六 前各号に掲げる業務と併せて実施される業務で、児童の日常生活上の世話及び必要な保護を行う業務
- 七 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに通常必要な行為に係る業務

第B条 法第十六条の三第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 特定機関と雇用契約を締結した日における年齢が満十八歳以上であること。
- 二 (家事支援活動に関する職歴を有し、) その者の属する国の政府が、その実績【P】を勘案して適正かつ確実に研修を実施するものと認める機関が行う家事支援活動に関する研修の課程を修了し、当該研修を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けていること。
- 三 基礎的な日本語を理解することができること。
- 四 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に基づく家事支援活動を行おうとする期間が通算して3年を超えないこと。

第C条 法第十六条の三第一項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十六条の三第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。
- 二 健全かつ安定的に国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を遂行するために必要な経営的基盤を有していること。
- 三 労働諸法令(社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号。以下「労務士法」という。))別表第一第一号から第二十号までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令をいう。)及び社会保険諸法令(労務士法別表第一第二十一号から三十一号までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令をいう。))【P】に違反していないこと。
- 四 我が国において、三年以上の家事支援活動に係るサービスの提供の実績があること。
- 五 特定機関が法人である場合において、当該法人又はその役員が過去五年以内に外国人の雇入れ又は就労に関し不正な行為をしたものでないこと。
- 六 特定機関が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に外国人の雇入れ又は就労に関し不正な行為をしたものでないこと。

- 七 特定機関又はその役員が、労働基準関係法令（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）をいう。【P】）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないものでないこと。
- 八 第A条で定める業務と同様の業務に従事する相当数の労働者が過去三年以内に解雇（自己の責に帰すべき理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職していないこと。
- 九 家事支援活動を行う外国人を受け入れるに当たって、当該外国人又はその家族等の密接な関係を有する者（以下「家事支援外国人等」という。）から、保証金を徴収しておらず、かつ、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約を締結していないこと。なお、受入れに際して他の機関が関与する場合は、当該機関が、家事支援外国人等から保証金を徴収しておらず、かつ、当該契約を締結していないことを確認していること。